

京都市告示第585号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

令和2年2月14日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

笹屋町一丁目景観まちづくり協議会

2 代表者

河合 博司

3 主たる事務所の所在地

京都市上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目542-3

4 活動の対象区域

京都市上京区笹屋町一丁目の全域

5 活動の目的

町内の歴史と先人の営みに誇りを持ち、町家と地蔵を中心としたまち並みと景観を保全及び創造し、将来にわたり西陣らしい景観を重視したまちづくりを推進することを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)